時事新報

三浦公使等の處分

今回の京城事變には日本人も關係したりとのみとなれども其關係者は只二三の無頼壯士に過ぎざるのみとならんと思ひの外我公使館の邊にも本分を等閑にして心得違ひの者ありしやにて公使は今回免職の處分を受けたる由昨日の官報に見ゆ自から懲戒の意味ならん誠に遺憾の至りにして初め當局者の人撰其宜しきを得ざりしを悔ゆるの外なけれども此類の間違ひは世間にも往々あるのみにして千七百十七年英國駐在の瑞典公使ギールレンボルグ伯はハノーヴァの朝廷に對する陰謀に與みしたりとて拘留せられ又千七百十八年巴里駐劄西班牙公使セルラメーア公はオルレン公の政府に對し謀反を企てたる爲め亦拘留せられしことあり孰れも出先きの者の心得違ひにして本國政府の迷惑は一方ならざれども既に出來たる間違ひは如何に悔ゆればとて取返しの付く可きことに非ざれば只速に其當事者を處分して内外に本國の意志を明かにするより外に手段ある可らず乃ち我政府は一方に於ては公使を免職して之を懲戒し他の一方に於ては其外の嫌疑者をも司法處分に附せんとて嚴に朝鮮より退去を命ぜられて歸朝したる者數十名を逮捕したりと云ふ事變後、時を移さずして此等の處分に着手したるのみならず前後少しも事實を隱蔽するの痕なく間違ひは間違ひ、罪は罪として悉く之を世間に發表し大員より小者に至るまで嚴重に詮議して夫れ〳〵相當の罰に處せんとする其心事や公明にして其處置や正大なりと云ふ可し之を彼の支那に於ける宣教師虐殺事件の處分に比すれば雲泥の相違にして彼に在ては被害國より嚴重なる談判を受け切迫なる催促を蒙るも尚ほ事を曖昧に附し去らんとして罪人の處分に外人の立會を煩はし其地方官の如きも不注意にして災を未然に防ぐこと能はざりしのみか寧ろ煽動教唆したるの跡あるも之を不問に附し去らんとし被害國より嚴しき掛合を持ち込まるゝに至りて始めて餘儀なく之を處分したり環視の諸國も兩々對比し來れば日本の處置の敏活にして公明なるには滿足を表するの外なかる可し此上は唯今の間違ひを絶後として再び不幸を見ることなきを期するのみ畢竟するに今回の不幸は出先きの人々が朝鮮と名くる一國の一局部を見て世界文明の大勢を思はざるより生じたることなれば今後彼の國に公使たらん者は少小より文明の教育に浴して文明の事情に通達し然かも多年の熟練世界國交際の酸甘を嘗めたる人物にして始めて可なり序ながら希望する所なり

雜報

○辭令

特命全權公使子爵　三浦梧樓

免本官(十月廿三日)

補山口地方裁判所判事　上田區裁判所判事　上代佐吉

補相川區裁判所判事　判事　村岡誠二郎

補上田區裁判所判事　判事　佐野辰一郎

補下妻區裁判所檢事　檢事　鈴木縣太郎

(以上十月二十二日)

學術實地調査ノ爲相州橫須賀へ出張ヲ命ス　工科大學教授工學博士　眞野文二

學術上取調ノ爲千葉縣下へ出張ヲ命ス　理科大學教授理學博士　橫山又次郎

學術上取調ノ爲靜岡縣下へ出張ヲ命ス　理科大學教授理學博士　三好學

農商務省商工局長心得ヲ免ス　農商務省農務局長　藤田四郎

大阪府及兵庫、三重、愛知、岡山、廣島、山口六縣下巡廻ヲ命ス　農商務技師試補　加藤末郎

奥羽鐵道福島米澤間第三工區ノ内十二哩ヨリ同五十鎖ニ至ル工事第二回既成部分檢査ヲ命ス　遞信省鐵道技師　烏越金之助

(以上十月二十三日)

○第一回償金の拂渡

清國より拂渡す第一回償金五千萬兩は來月八日倫敦に於て授受さるゝ筈なるが右の期日に先ち本月三十日を以て拂ひ渡す旨清國委員より倫敦の加藤公使に照會ありたる由一兩日前其筋へ電報達したり

○退韓者の拘引(二十二名)

退韓者を載せたる御用船筑後川丸は去る廿一日の午後五時朝鮮仁川港を出發して一昨日午後四時四十四分宇品港に到着し投錨するや否や草野檢事正は退韓者廿二名に拘引狀を發し直ちに拘引して廣嶋監獄署に護送したり罪名は謀殺の嫌疑なりと云ふ其人名は左の如し

和歌山縣　岡本柳之助
福嶋縣　柴四朗
熊本縣　國友重章
同　廣田止善
同　佐々木正
同　佐藤敬止
同　澤村雅夫
同　前田シユンゾウ
同　牛嶋ケイユウ
同　平山岩彦
同　片野猛雄
同　菊池謙讓
同　隈部米吉
同　家入嘉吉
同　楳村龍起
福岡縣　月成光
同　藤勝顯
同　タケダハンシ
宮城縣　大崎正吉
千葉縣　山田烈盛
京都府　鈴木シユンケン
岩手縣　吉田友吉

○井上特派使の大磯發

今度朝鮮京城に特派さるゝ井上伯は一昨日午後四時半を以て大磯に着、直ちに富貴樓の別莊に入り暫時休憩の後、隣家なる陸奥外務大臣の別邸を訪ひ更深るまで二伯對談したりと云ふ昨朝伯は八時前宿所を出で陸奥伯と同行、徒歩にて停車場に出で待つ間程なく午前六時二十分新橋發の列車着せり車中に大山陸軍大臣あり多分沼津の別邸に赴くものならん井上伯は直ちに同乘し八時二十四分西に向て出發したりと大磯よりの報

○井上伯の神戸發

井上伯は今曉二時ごろ神戸に着し豫て同港に廻航し居る御用船橫濱丸に乘込み仁川に直航する筈なれば其解纜は多分本日の正午なるべしと云ふ

○陸奥伯の近狀

目下大磯の別邸に在りて療養中なる陸奥外務大臣は追々輕快に赴き體量も二三週前に比すれば少しく增し來り近頃は宅の後に射梁を設け日々大弓を取りて運動を試み昨日は徒歩停車場に井上伯を送りたる時の樣子を見るに容貌も前日の衰弱に似ず前夜來の對談にも些の退屈を覺えざるものゝ如しと大磯よりの報

○今後の敍勳に就て

征淸の役に軍功ある陸海軍將校及び相當官幷に準士官、下士兵卒の敍勳一昨日の如きは千五百餘名の多人數に上りしも此先恩賞に預るべき者は萬を以て算ふる程なれば其筋に於ては成る可く其調査を取急ぎ居る由なれども如何せん前記の如き多人數と云ひ右の勳記へは一々御璽を捺せらるゝを以て賞勳局より淨書濟の勳記は其都度御手許に捧げ侍從は勳を奉じて之に御璽を鈐するも數千枚の事とて容易ならず殊に鄭重に取扱ふ故今日迄は一時に合せて御沙汰に及ぶの運びに至り兼ねしも自今は一千乃至二千名位宛一時に執行さるゝ手筈なれば今後の捗取は思ひの外に早かるべしと云ふ

○日本は其友國を知る

英國グローブ新聞は東洋の形勢に就て論じて云く佛露の二國は東洋に權勢を恣にせんとする者にして日本に遼東半嶋の還附を迫り彼をして之に相當する報酬を收むれば其請求に從ふ可しと約せしめながら尚は滿足せず報酬の仕拂前に撤兵す可しと强んとする上に其高をも五千萬兩の半額に減ぜしめんとするは甚しき難題にして畢竟二國の異意は支那を助けて新勝國の敵となり其進歩を抑壓するにあるのみと疑ふ可からず日本も亦萬々承知する所なれば歐洲强國の中に於て友國として親しむ可きものと然らざるものとを能く識別するならん我國は戰爭中は固より平和條約の締結せらるゝ際に當りても少しも干渉せずして條約の正當なることを認めたる反對に佛露は力を合せて日本が戰勝の結果を利するを妨げたり蓋し二國が斯の如き擧動を演じたるは單に公平無私の心に出でし者に非ず勢力の權衡として支那より多分の代價を得んとの目的なるに相違なしと雖も凡そ堪忍強きにも自から限りのある者なるが故に彼二國にして此邊の道理を顧みず勢に乘じて勝手次第の無理を働かば日本とて最早堪へ得ず終に堪忍の緒を切るに至らんには一大事の起らんも計り難し既に日本大使が日淸條約に付き淸帝の批准を得んとする時に露國は態と戰端を開くの機を作り出さんとするが如くに仕向け其後も兎角に傍若無人に振舞ふより日本人は之を見て一人の敵を倒したるも尚は後に他の勁敵の現はれたるを悟り支那との戰は漸く序幕に過ぎず今後更に大激戰の生ず可きを以て其準備を爲すの必要を覺悟せしなる可し左れば二國の求むる所餘に無法ならんか自ら焼きし焔の勢意外に烈しくして却て鎭火するに困難を感ずるなる可しと

○征臺百四十六日、近衛の凱旋

近衛師團が始めて臺灣嶋の北部三貂角に上陸したるは五月二十九日にして爾來新竹附近に於ては土匪の爲めに惱ませられ更に彰化地方に於ては瘴癘の爲めに苦められ加ふるに熱帶の炎熱を以てす其間の千辛萬苦得て名狀すべからざりしも軍氣益々振ひ遂に第二師團及び混成第四旅團と共に南進賊將の本據を衝かんとするに當り賊兵風を臨んで遁れ或は降を軍門に乞ひ蕃地天高く馬肥ゆるの時本月二十一日第二師團の一部を以て賊將を追ひ臺南府を占領し全嶋玆に平定に歸したり此間實に百四十六日征臺軍の功、偉なりと云ふべし然れども生蕃は猶は未だ王化に霑はざれば或は帝國に對し抵抗をなすことなきを保せざるも是等は別に事々しく征討を試むるに及ばず第二師團を臨時守備隊として駐在せしめ必要に應じ分遣隊を派遣せば事足るべきを以て近衛師團は先發後發の順序に隨ひ凱旋の途に就くべしと云ふ

○佐倉の臨時招魂祭

佐倉衛戍隊に於て昨年以來の從軍中戰死若くは病死せしものに對する臨時招魂祭を去る二十三日より昨日まで三日間執行せり去年第二軍出征の際是等の兵が始めて敵地花園河口に上陸を終りしは一昨廿四日なるを以て特に此日を式日と定めたり其模樣の概略は左の如し

●來賓　當日佐倉偕行社長西少將より招待したる人々は二千五百餘名にして第一に死者の遺族は佐倉聯隊に屬したるものと否とを問はず千葉茨城の兩縣下に住居す